令和5年度 高齢者虐待の報告

(兵庫県)

平成 18 年4月に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「高齢者虐待 防止法」という。)」が施行されました。

これにより、各市町では関係機関との連携の上、高齢者虐待防止法に基づき高齢者虐待の防止体制の構築、 相談・通報への対応等を行っています。

令和5年度の対応状況等を以下のとおり公表します。

概要は、以下のとおりです。

【養介護施設従事者等による虐待】

- ・市町には、193 件の相談・通報が寄せられ、事実確認調査の結果、55 件の高齢者虐待が認められました。令和4年度と比較すると、相談・通報件数は13 件増加、虐待件数は21 件増加しました。
- ・被虐待者の7割以上は女性で、虐待の種別では、身体的虐待が最も多く、次いで介護等放棄、心理 的虐待が多く認められました。

【養護者による虐待】

- ・2,053 件の相談・通報が寄せられ、事実確認調査の結果、740 件の虐待が認められました。令和4年度と比較すると、相談・通報件数は72 件増加、虐待件数は13 件減少しました。
- ・被虐待者の7割以上が女性で、虐待の種別では、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待が多く 認められました。
- ・虐待をしていた養護者は、息子が3割以上にのぼり、次いで夫が2割以上と多くを占めました。
- ・被虐待高齢者のうち、約8割が要介護認定を受けており、そのうち認知症(認知症日常生活自立度 II ~ M」は約7割の方に認められました。

【市町の高齢者虐待防止に係る体制整備】

・成年後見制度の市区町村申立が円滑にできる役所内の体制強化、虐待を行った養護者に対する相談、 指導または助言、高齢者虐待の対応窓口の住民への周知、高齢者虐待対応マニュアル等の作成や必 要な支援を利用していない高齢者の権利擁護を図る早期発見の取組や相談等が高い実施率となって います。

[県の取組]

兵庫県では、高齢者虐待の早期発見・予防及び虐待事案への迅速かつ適切な対応を図るため、次の事業を 実施しています。

(1) 高齢者虐待対応力向上研修

市町職員、地域包括支援センター職員、養介護施設従事者等を対象に、高齢者虐待を早期に発見し、 予防的に対応できるよう、資質向上に資する研修を実施しています。

(2) 権利擁護相談窓口の設置

市町単独では対応が困難な事例に対して、弁護士等による権利擁護相談窓口を設置し、市町及び地域包括支援センターを支援しています。

令和5年度高齢者虐待の状況に関する詳細は、以下のとおりです。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

令和5年度、兵庫県では55件の養介護施設従事者等による虐待事例がありました。被虐待者は、男性23名・女性75名の計98名でした。

	市町~	への相談・通報件数	193 件
	虐待の事	事実が認められた事例	55 件
		被虐待者数	98 名
		特別養護老人ホーム	21 件
		介護老人保健施設	2件
		認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	20件
		有料老人木一厶	4件
		小規模多機能型居宅介護等	2件
虐待があった施	段・事業所の種別	軽費老人木一厶	0件
		訪問介護等	2件
		通所介護等	0件
		居宅介護支援等	1件
		短期入所施設・その他	3件
		介護職(介護福祉士)	22名
虐待を行って	た職員の職種	介護職(介護福祉士以外及び不明)	33 名
	(回答)	看護職	0名
(122	N	管理職・施設長・経営者・開設者	3名
		その他	2名
	性別	男性	23 名
	נינ/בו	女性	75 名
		65 歳未満障害者	1名
		65~69 歳	2 名
		70~74 歳	6 名
		75~79 歳	11 名
		80~84 歳	13 名
	年齢	85~89 歳	20 名
		90~94 歳	24 名
被虐待高齢者		95~99 歳	5名
の状況		100 歳以上	0 名
の人が			
		その他・不明	16名
		要支援 1	0名
		要支援 2	1名
		要介護1	4名
	要介護状態区分	要介護 2	7名
	女儿设八心区儿	要介護3	14 名
		要介護 4	26 名
		要介護 5	23 名
		その他・不明	23 名
	•	身体的虐待	45 件
► 1± - →	50.1 %TT!	介護等放棄	32 件
	別・類型	心理的虐待	28 件
(複数	回答)	性的虐待	1件
		経済的虐待	3件
サ 人 垣がは へ	 介護保険法上の	施設等に対する指導	46件
	が設体製法工の 市町が行った対応	施設等からの改善計画の提出依頼	46件
	如答) *##*==0 **	虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導	6件
	護施設等に	市町への改善計画の提出	48 件
	れた改善措置	老人福祉法、介護保険法の規定に基づく	5件
(複数	回答)	勧告・命令等への対応	9 11

2 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談の状況

令和5年度は、高齢者虐待に関する2,053件の相談・通報がありました。相談・通報者は、警察が最も多く、次いで介護支援専門員、介護保険事業所職員の順となっています。

相談・通報があった事例に対して、訪問調査、高齢者虐待防止法に基づく立入調査等により事実確認が行われましたが、それらの事実確認の結果、740件・750人について虐待が認められました。

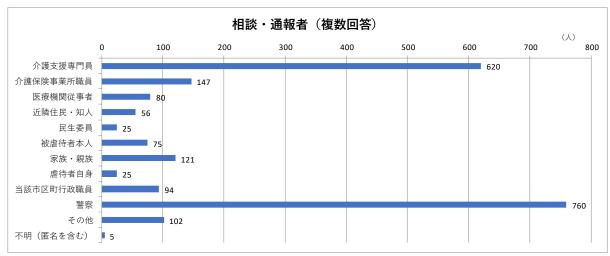
虐待の種別では、身体的虐待が最も多く、約6割の事例で見られました。

① 相談・通報件数

相談•通報件数 2,053件

② 相談・通報者(複数回答)

介護支援専門員	介護保険 事業所 職員	医療機関 従事者	近隣住民 ・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者 自身	当該 市区町 行政職員	警察	その他	不明
620 人	147 人	80 人	56 人	25 人	75 人	121 人	25 人	94 人	760 人	102人	5人
29. 4%	7.0%	3.8%	2. 7%	1.2%	3.6%	5. 7%	1. 2%	4.5%	36.0%	4.8%	0. 2%



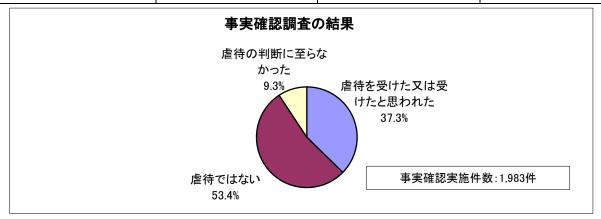
③ 事実確認の状況

	-XHEDDOV/V/J							
事実確認	調査を行った事例	1, 983 件						
	立入調査以外の方法により調査を行った事例	1, 973 件						
	訪問調査を行った事例	1, 292 件						
	関係者からの情報収集のみで調査を行った事例							
	立入調査により調査を行った事例							
	警察が同行した事例							
	援助要請をしなかった事例	4件						
事実確認	調査を行っていない事例	151 件						
	明らかに虐待ではなく調査不要と判断した事例							
	後日、調査実施予定又は調査の要否を検討中の事例							
	合計	2, 134件						

※年度内に通報等を受理した事例及び年度以前に通報等を受理し、事実確認が当該年度となった事例について集計

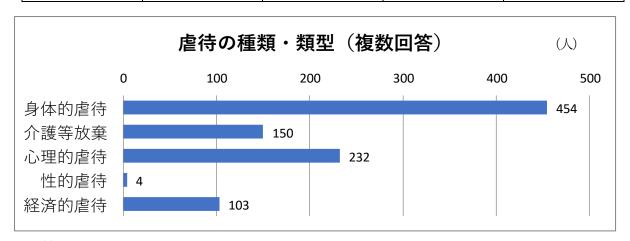
④ 事実確認調査の結果

虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	虐待ではないと 判断した事例	虐待の判断に 至らなかった事例	合計
740 件	1,059件	184 件	1.983件
37. 3%	53. 4%	9.3%	100.0%



⑤ 虐待の種別・類型(複数回答)(虐待と判断した件数:753件に占める割合)

	身体的虐待	身体的虐待 介護等放棄		性的虐待	経済的虐待	
	454 人	150 人	232 人	4人	103 人	
Γ	60. 5%	20.0%	30. 9%	0. 5%	13. 7%	



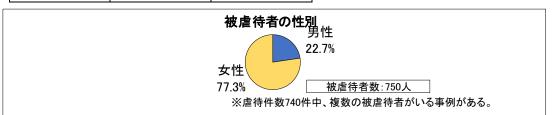
(2) 被虐待者の状況

被虐待者は女性が7割以上で、年齢は80代が約5割近くを占めています。

また、約8割が要介護認定をうけており、当該認定者のうち認知症(認知症日常生活自立度Ⅱ~M) は約7割の方に認められます。

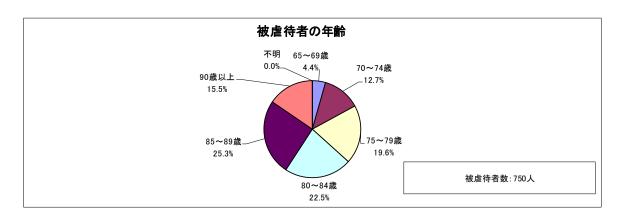
① 被虐待者の性別

男性	女性	合計		
170 人	580 人	750 人		
22. 7%	77. 3%	100.0%		



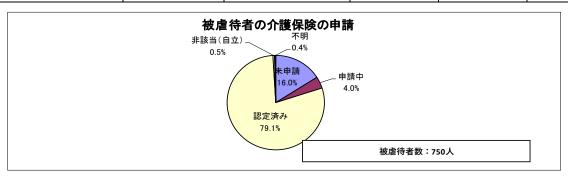
② 被虐待者の年齢

65~69 歳	70~74 歳	75~79 歳	80~84 歳	85~89 歳	90 歳以上	不明	合計
33 人	95 人	147 人	169 人	190 人	116人	人0	750 人
4. 4%	12. 7%	19.6%	22. 5%	25. 3%	15. 5%	0.0%	100.0%



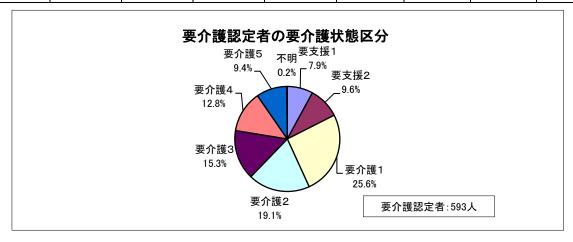
③ 被虐待者の介護保険の申請

未申請	申請中	認定済み	非該当(自 立)	不明	合計
120 人	30 人	593 人	4人	3人	750 人
16.0%	4.0%	79. 1%	0.5%	0.4%	100.0%



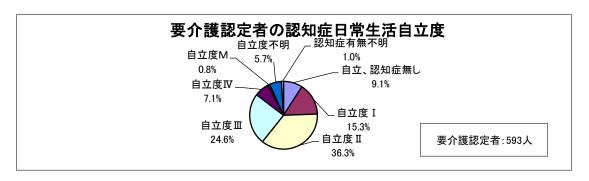
④ 要介護認定者の要介護状態区分

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明	合計
47 人	57人	152 人	113人	91 人	76 人	56 人	1人	593 人
7.9%	9.6%	25. 6%	19. 1%	15. 3%	12. 8%	9.5%	0. 2%	100.0%



⑤ 要介護認定者の認知症日常生活自立度

自立、 認知症 なし	自立度 I	自立度Ⅱ	自立度皿	自立度IV	自立度M	自立度 不明	認知症の 有無不明	合計
54 人	91 人	215 人	146 人	42 人	5人	34 人	6人	593 人
9.1%	15. 3%	36. 3%	24. 6%	7. 1%	0.9%	5. 7%	1.0%	100.0%



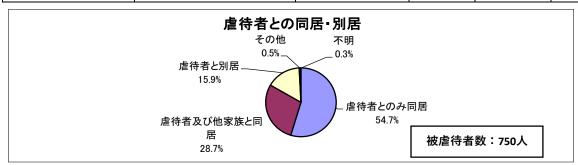
(3) 虐待者との関係

虐待が認められた事例のうち8割以上が虐待者と同居しており、世帯構成では子との同居が約4割を 占めます。虐待者の内訳をみると息子が3割以上と最も多く、次いで夫が2割以上となっています。

虐待者の年齢は50代が最も多く、40代とあわせて3割以上を占めています。

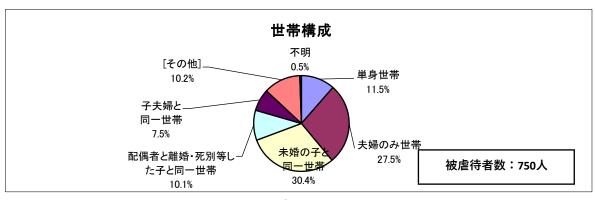
① 虐待者との同居・別居の状況

虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
410 人	215 人	119人	4件	2件	750 人
54. 7%	28. 7%	15. 9%	0.5%	0. 2%	100.0%



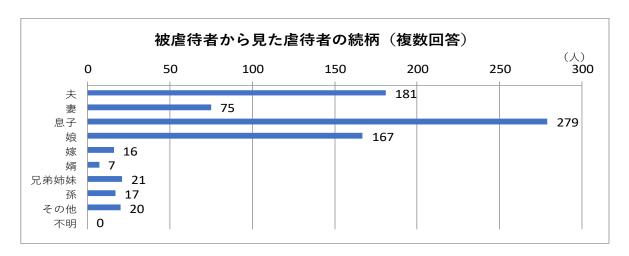
② 世帯構成

単身世帯	夫婦のみ 世帯	未婚の子と 同一世帯	配偶者と離婚・死別等 した子と同一世帯	子夫婦と 同一世帯	その他	不明	合計
86 人	206 人	228 人	76 人	56 人	94 人	4人	750 人
11.5%	27. 5%	30. 4%	10. 1%	7. 5%	12. 5%	0.5%	100.0%



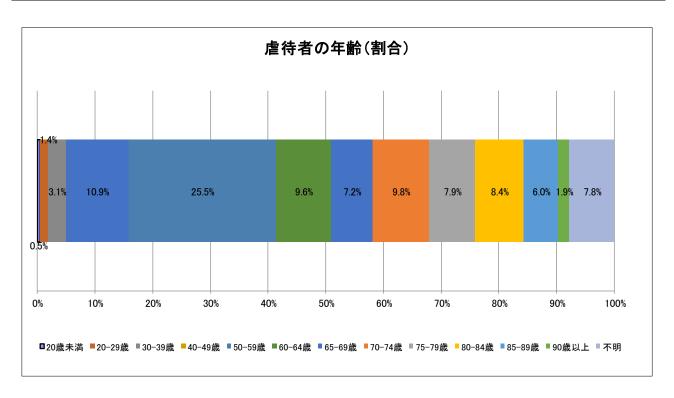
③ 被虐待者から見た虐待者の続柄(複数回答)

夫	妻	息子	娘	嫁	婿	兄弟 姉妹	孫	その他	不明	合計
181 人	75 人	279 人	167人	16人	7人	21 人	17人	20人	0人	783 人
23. 1%	9.6%	35. 6%	21.3%	2.0%	0.9%	2. 7%	2. 2%	2. 6%	0.0%	100.0%



④ 虐待者の年齢

20 歳 未満	20-29 歳	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-64 歳	65-69 歳	70-74 歳	75-79 歳	80-84 歳	85-89 歳	90 歳 以上	不明	合計
4人	11 人	24 人	85 人	200人	75 人	56 人	77 人	62 人	66 人	47 人	15 人	61 人	783 人
0. 5%	1.4%	3. 1%	10. 9%	25. 5%	9.6%	7. 2%	9. 8%	7. 9%	8. 4%	6.0%	1.9%	7. 8%	100.0%



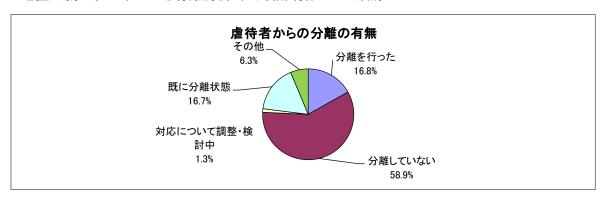
(4) 虐待への対応状況

対応は、分離した事例が約2割弱あり、対応としては契約による介護保険サービスの利用による割合が多くなっています。一方、分離しなかった事例における対応は、養護者への助言・指導やケアプランの見直しの割合が多くなっています。

① 虐待者からの分離の有無

	人数	割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例	174 人	16. 8%
被虐待者と虐待者を分離していない事例	609 人	58. 9%
対応について検討・調整中の事例	13 人	1. 3%
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居、入院等)	173 人	16. 7%
その他	65 人	6. 3%
合計	1,034人	100.0%

※調査の対象となったすべての虐待判断事例における被虐待者について集計。

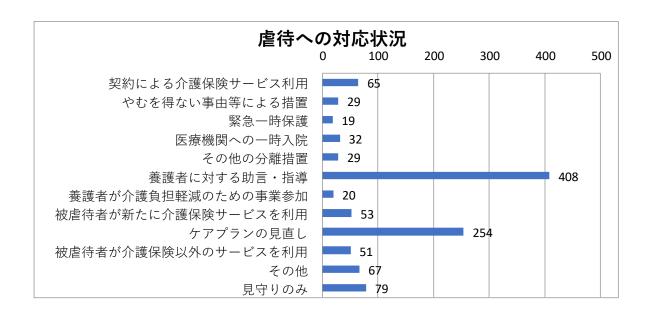


② 虐待者から分離を行った事例の対応(初動対応)(対応を行った件数:174人に占める割合)

契約による 介護保険サービ スの利用	やむを得ない事 由等による措置	緊急一時保護	医療機関への 一時入院	その他の 分離措置	合計
65 人	29 人	19 人	32 人	29 人	174 人
37. 4%	16. 7%	10. 9%	18. 4%	16. 6%	
うち、	うち、	うち、	うち、	うち、	うち、
面会制限 17 人	面会制限 19 人	面会制限 12 人	面会制限6人	面会制限9人	面会制限63人

③ 虐待者から分離していない事例の対応(複数回答)(分離していない件数:609人に占める割合)

養護者に 対する 助言・指導	養護者が 介護負担軽 減のための 事業に参加	被虐待者が 新たに介護 保険サービ スを利用	ケアプラン の見直し	被虐待者 が介護保 険以外の サービス を利用	その他	見守り のみ
408 人	20 人	53 人	254 人	51 人	67 人	79 人
67.0%	3. 3%	8. 7%	41. 7%	8. 4%	11.0%	13. 0%



② 権利擁護に関する対応

成年後見制度	成年後見制度	日常生活自立
利用開始済	利用手続き中	支援事業の利用
55 人	5人	
(うち、市区町長申		

③ 年度末日での状況

対応継続	終結	合 計
437 人	597 人	1,034人
42. 3%	57. 7%	100.0%

3 市町における高齢者虐待防止・対応のための体制整備等に関する状況

虐待を行った養護者に対する相談・指導助言、住民への対応窓口となる部局の周知については実施割合が高い傾向にありますが、 市町による中核機関の立ち上げや関係機関との体制整備、施設等や施設従事者等による取組が充分に進んでいない傾向にあります。

高齢者虐待防止・対応体制整備状況	実施済 市町数	実施率 (%)
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知(当該年度中の実施状況)	40	97. 6
地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	36	87. 8
高齢者虐待について、講演会や市区町広報紙等による住民への啓発活動	29	70. 7
居宅介護サービス事業者に高齢者虐待防止法について周知	38	92. 7
介護保険施設に高齢者虐待防止法について周知	31	75. 6
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	39	95. 1
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	37	90. 2
介護 釈	21	51. 2
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関系専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	23	56. 1
成年後見制度の市区町長申立が円滑にできるように、役所・役場内の体制強化	41	100. 0
地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	31	75. 6
高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者 との協議	32	78. 0
老人福祉法の規定による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	30	73. 2
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等 の役所・役場内の体制強化	33	80. 5
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、 発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	26	63. 4
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	40	97. 6
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	40	97. 6
終結した虐待事案の事後検証について	23	56. 1
養介護施設従事者等によるサービス利用者や家族、地域住民等へ高齢者虐待に係る周知	15	36. 6
介護サービス相談員派遣事業等による施設事業所内、家庭内の介護サービス状況の確認	11	26. 8
指導監督権限を有する施設・事業所への高齢者虐待の未然防止、早期発見等に関する周知	27	65. 9
指導監督権限を有する施設・事業所におけるリーダー養成研修等の開催	6	14. 6
指導監督権限を有する施設事業所における虐待防止の取組状況の把握	24	58. 5
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、対応フロ一図等の活用	30	73. 2
養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有	36	87. 8
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、専門職等から支援を受けられる体制	28	68. 3

4 令和3年度、4年度との比較

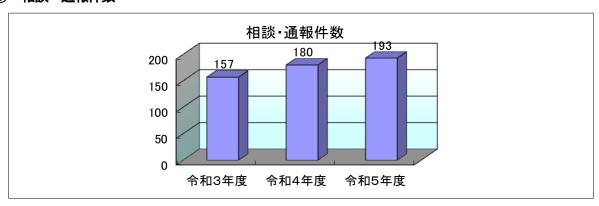
兵庫県内の高齢者虐待発生状況等について3年間の傾向を比較します。

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

市町への相談・通報件数は、昨年度より 13 件増加し、そのうち虐待が認められた件数については、 昨年度から 21 件増加しました。

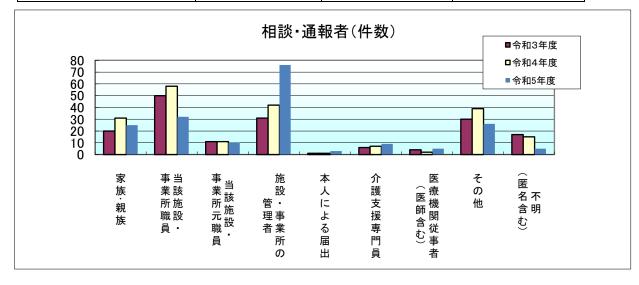
相談・通報者別では、当該施設・事業所職員及び施設・事業所の管理者からの相談・通報が多い傾向 にあります。家族・親族からの相談・通報は、昨年度より6件減少しました。また、虐待事実が確認さ れた養介護施設・事業所では、特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護が高い割合です。

① 相談・通報件数



② 相談・通報者(複数回答)

	令和3年	F度(割合)	令和4年	度(割合)	令和5年	度 (割合)
家族・親族	20 件	(11.8%)	31 件	(15.0%)	25 件	(12.0%)
当該施設・事業所職員	50 件	(29. 4%)	58 件	(28. 2%)	32 件	(15. 4%)
当該施設・事業所元職員	11 件	(6.5%)	11 件	(5. 3%)	10 件	(4.8%)
施設・事業所の管理者	31 件	(18. 2%)	42 件	(20. 4%)	76 件	(36. 5%)
本人による届出	1件	(0.6%)	1件	(0.5%)	3件	(1.4%)
介護支援専門員	6件	(3.5%)	7件	(3. 4%)	9件	(4. 3%)
医療機関従事者(医師含む)	4件	(2.4%)	2件	(1.0%)	5件	(2.4%)
その他	30 件	(7. 6%)	39 件	(18. 9%)	43 件	(12. 5%)
不明(匿名含む)	17件	(10.0%)	15件	(7. 3%)	5件	(2. 4%)



③ 事実確認の状況

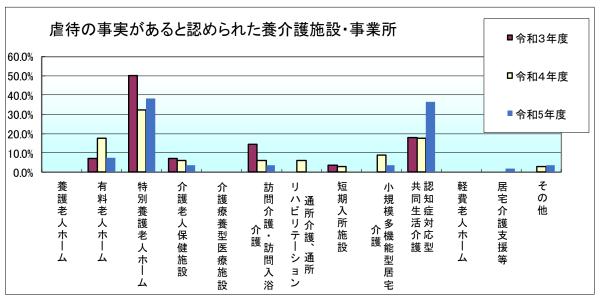
	令和3年度(割合)	令和4年度(割合)	令和5年度(割合)
虐待あり	28件 (16.5%)	34件 (17.8%)	55件 (26.1%)
虐待の事実が認められず	38件 (22.4%)	120件 (62.8%)	100件 (47.4%)
虐待の判断に至らない	90件 (52.9%)	22件 (11.5%)	22件(10.4%)
事実確認未実施	14件 (8.2%)	15件 (7.9%)	34件 (16.1%)

※年度内に通報等を受理した事例及び年度以前に通報等を受理し、事実確認が当該年度となった事例について集計



④ 虐待の事実が認められた養介護施設・事業所

	令和3年度(割合)	令和4年度(割合)	令和5年度(割合)
養護老人ホーム	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)
有料老人ホーム	2件 (7.1%)	6件 (17.7%)	4件 (7.3%)
特別養護老人ホーム	14件 (50.0%)	11件 (32.4%)	21件 (38.2%)
介護老人保健施設	2件 (7.1%)	2件 (5.9%)	2件 (3.6%)
介護療養型医療施設	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)
訪問介護等	4件 (14.3%)	2件 (5.9%)	2件 (3.6%)
通所介護等	0件 (0.0%)	2件 (5.9%)	0件 (0.0%)
短期入所施設	1件 (3.6%)	1件 (2.9%)	1件 (1.8%)
小規模多機能型居宅介護	0件 (0.0%)	3件 (8.8%)	2件 (3.6%)
認知症対応型共同生活介護	5件 (17.9%)	6件 (17.6%)	20件 (36.4%)
軽費老人ホーム	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)
居宅介護支援等	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	1件 (1.8%)
その他	0件 (0.0%)	1件 (2.9%)	2件 (3.6%)

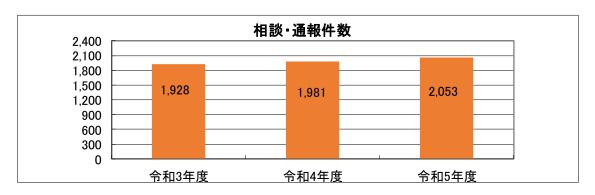


(2)養護者による高齢者虐待

① 相談・通報件数

相談・通報件数は、2,053件で昨年度より72件増加しました。

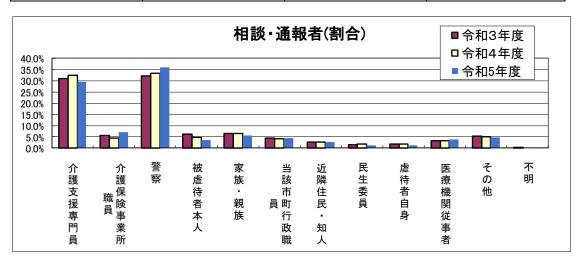
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談•通報件数	1, 928	1, 981	2, 053



② 相談・通報者(複数回答)

介護支援専門員や警察からの相談・通報が最も多い割合で推移しています。

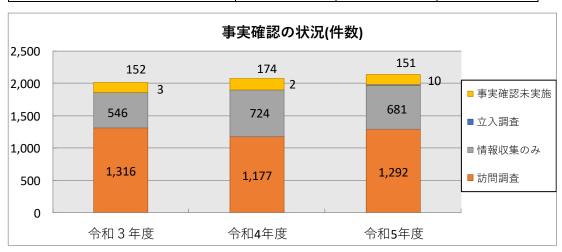
	令和3年度(割合)	令和4年度(割合)	令和5年度(割合)
介護支援専門員	620 人(30.8%)	665 人 (32.5%)	620 人(29.4%)
介護保険事業所職員	114人 (5.7%)	90人 (4.4%)	147人 (7.0%)
警察	644 人(32.0%)	680 人(33.3%)	760 人(36.0%)
被虐待者本人	122人 (6.1%)	98人 (4.8%)	75 人 (3.6%)
家族·親族	132 人 (6.6%)	131 人 (6.4%)	121 人 (5.7%)
当該市町行政職員	86人 (4.3%)	85 人 (4.2%)	94人 (4.5%)
近隣住民·知人	54 人 (2.7%)	54 人 (2.6%)	56 人 (2.7%)
民生委員	28人 (1.4%)	33人 (1.6%)	25人 (1.2%)
虐待者自身	36人 (1.8%)	37人 (1.8%)	25人 (1.2%)
医療機関従事者	65 人 (3.2%)	66 人 (3.2%)	80 人 (3.8%)
その他	109 人 (5.4%)	104人 (5.1%)	102人 (4.8%)
不明	1人 (0.0%)	1人 (0.0%)	5人 (0.2%)



③ 事実確認の状況

相談・通報により把握した事例の事実確認は、関係者からの情報収集が昨年度より減少し、訪問調査を行った事例は、昨年度から115件増加しました。

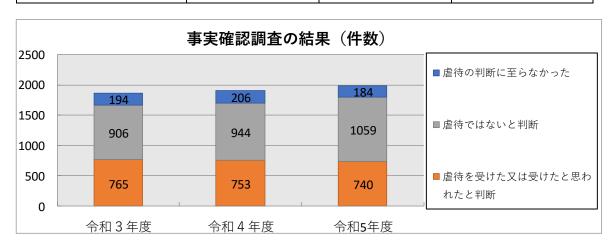
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問調査を行った事例	1,316件	1, 177 件	1, 292 件
関係者からの情報収集のみの事例	546 件	724 件	681 件
立入調査により調査を行った事例	3件	2件	10 件
事実確認を行っていない事例	152 件	174 件	151 件



④ 事実確認調査の結果

事実確認を行った事例について、虐待であると判断した事例は昨年度と比較して減少しています。

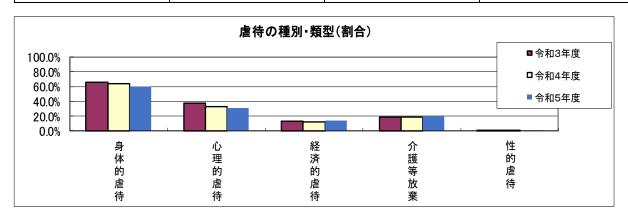
, > 4.1 - 1 - 1 - 1 - 1	The state of the s				
	令和3年度(割合)	令和4年度(割合)	令和5年度(割合)		
虐待を受けた又は 受けたと思われたと判断	765件 (41.0%)	753 件(39.6%)	740件 (37.3%)		
虐待ではないと判断	906件 (48.6%)	944件 (49.6%)	1,059件(53.4%)		
虐待の判断に至らなかった	194件 (10.4%)	206件 (10.8%)	184件 (9.3%)		



⑤ 虐待の種別・類型(複数回答)

従来から身体的虐待、心理的虐待の占める割合が高くなっています。

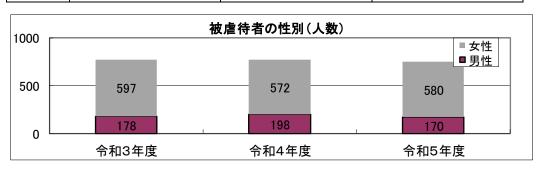
	令和3年度(割合)	令和4年度(割合)	令和5年度(割合)
身体的虐待	510人 (65.8%)	492 人 (63.9%)	454 人 (60.5%)
心理的虐待	292 人 (37.7%)	254 人 (33.0%)	232 人 (30.9%)
経済的虐待	97人 (12.5%)	91人 (11.8%)	103 人 (13.7%)
介護等放棄	146人 (18.8%)	143 人 (18.6%)	150 人 (20.0%)
性的虐待	4人 (0.5%)	4人 (0.5%)	4人 (0.5%)



⑥ 被虐待者の性別

被虐待者の性別については、従来から女性が多く、7割以上を占めています。

	令和3年度(割合)	令和4年度(割合)	令和5年度(割合)
男性	178 人 (23.0%)	198人 (25.7%)	170人 (22.7%)
女性	597 人 (77.0%)	572 人 (74.3%)	580 人 (77.3%)



⑦ 被虐待者の年齢

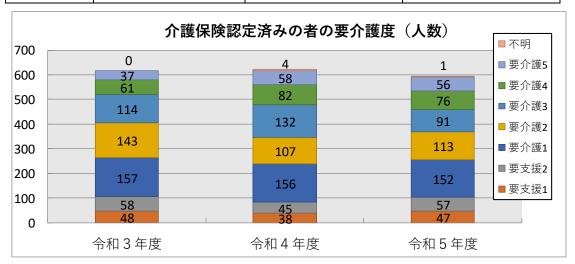
被虐待者の年齢別では、80歳~89歳の世代で、割合が高い傾向が続いています。

	令和3年度(割合)	令和4年度(割合)	令和5年度(割合)
65~69 歳	48 人 (6.2%)	38人 (4.9%)	33 人 (4.4%)
70~74 歳	116人 (15.0%)	111人 (14.4%)	95人 (12.7%)
75~79 歳	148人 (19.1%)	119人 (15.5%)	147人 (19.6%)
80~84 歳	194人 (25.0%)	196人 (25.5%)	169 人(22.5%)
85~89 歳	179 人 (23.1%)	186人 (24.2%)	190人 (25.3%)
90 歳以上	90人 (11.6%)	119人 (15.5%)	116人 (15.5%)
不 明	0人 (0.0%)	1人 (0.1%)	0人 (0.0%)

⑧ 要介護認定者の要介護状態区分

被虐待者の要介護認定別では、要介護1~要介護3が高い割合で推移しています。

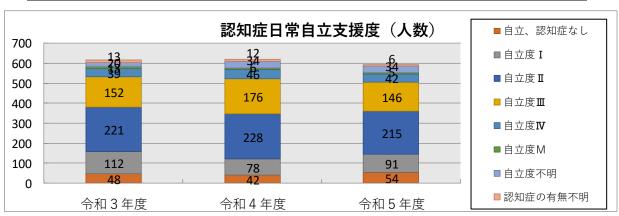
100001110111111111111111111111111111111	1 121107 - 1111	2001 200 200 200 200	
	令和3年度(割合)	令和4年度(割合)	令和5年度(割合)
要支援1	48 人 (7.8%)	38 人 (6.1%)	47 人 (7.9%)
要支援2	58 人 (9.4%)	45 人 (7.2%)	57人 (9.6%)
要介護 1	157人 (25.4%)	156人 (25.1%)	152 人 (25.6%)
要介護2	143 人 (23.1%)	107人 (17.2%)	113人 (19.1%)
要介護3	114人 (18.4%)	132 人 (21.2%)	91 人(15.3%)
要介護4	61 人 (9.9%)	82 人(13. 2%)	76人 (12.8%)
要介護5	37人 (6.0%)	58 人 (9.3%)	56 人 (9.4%)
不 明	0人(0.0%)	4人 (0.6%)	1人 (0.2%)



⑨ 要介護認定者の認知症日常生活自立度

要介護認定者の認知症日常生活自立度では、自立度 II の割合が最も高く、次いで自立度 II 、自立度 II の割合が高い傾向が続いています。

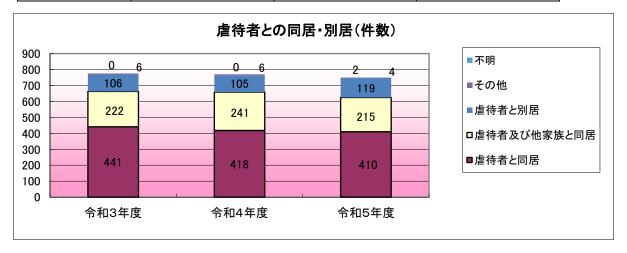
	令和3年度(割合)	令和4年度(割合)	令和5年度(割合)
自立、認知症なし	48 人 (7.8%)	42 人 (6.8%)	54人 (9.1%)
自立度 I	112人 (18.1%)	78 人(12.5%)	91 人 (15.3%)
自立度Ⅱ	221 人 (35.8%)	228 人 (36.7%)	215 人 (36.3%)
自立度Ⅲ	152 人(24.6%)	176人 (28.3%)	146 人 (24.6%)
自立度IV	39 人 (6.3%)	46 人 (7.4%)	42 人 (7.1%)
自立度M	13 人 (2.1%)	6人 (1.0%)	5人 (0.8%)
自立度不明	20 人 (3.2%)	34 人 (5.5%)	34 人 (5.7%)
認知症の有無不明	13 人 (2.1%)	12人 (1.9%)	6人 (1.0%)



⑩ 虐待者との同居・別居の状況

虐待者との同居・別居の状況では、虐待者と同居しているケースが8割以上を占めます。

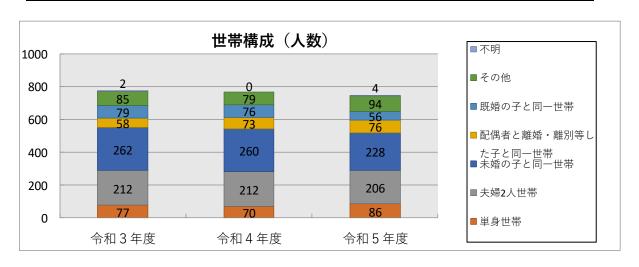
	令和3年度(割合)	令和4年度(割合)	令和5年度(割合)
虐待者と同居	441件 (56.9%)	418件 (54.3%)	410件 (54.7%)
虐待者及び 他家族と同居	222件 (28.6%)	241件 (31.3%)	215件 (28.7%)
虐待者と別居	106件 (13.7%)	105件 (13.6%)	119件 (15.9%)
その他	6件 (0.8%)	6件 (0.8%)	4件 (0.5%)
不 明	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	2件 (0.3%)



① 世帯構成

未婚の子と同一世帯での虐待が最も多く、次いで夫婦二人世帯での虐待が多くなっています。

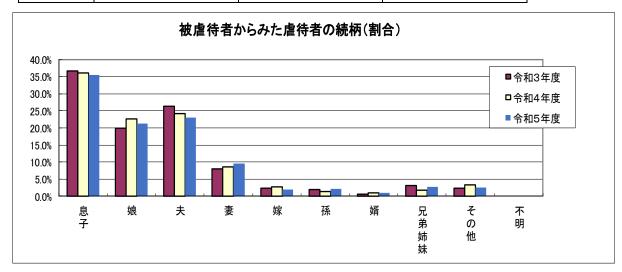
	令和3年度(割合)	令和4年度(割合)	令和5年度(割合)
単身世帯	77人 (9.9%)	70人 (9.1%)	86人 (11.5%)
夫婦二人世帯	212 人 (27.4%)	212 人 (27.5%)	206人 (27.5%)
未婚の子と同一世帯	262 人 (33.8%)	260 人 (33.8%)	228 人(30.4%)
配偶者と離婚・離別した子と同一世帯	58人 (7.5%)	73 人 (9.5%)	76人 (10.1%)
既婚の子と同一世帯	79 人 (10.2%)	76人 (9.9%)	56人 (7.5%)
その他	85人(11.0%)	79 人 (10. 2%)	94人 (12.6%)
不明	2人 (0.3%)	0人 (0.0%)	4人 (0.5%)



⑫ 被虐待者から見た虐待者の続柄

従来から息子が虐待者である割合が最も高く、次いで夫、娘の割合が高い傾向にあります。

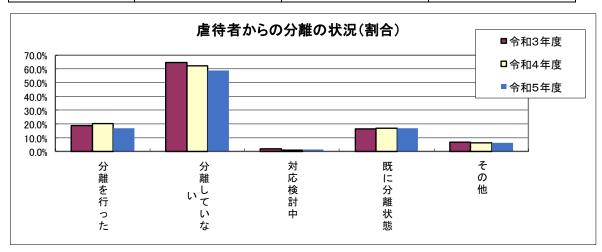
	令和3年度(割合)	令和4年度(割合)	令和5年度(割合)
息子	292 人 (36.4%)	283 人 (35.6%)	279 人 (35.6%)
娘	158 人 (19.7%)	177人 (22.3%)	167人 (21.3%)
夫	210 人 (26. 2%)	189 人 (23.8%)	181 人 (23.1%)
妻	63 人 (7.8%)	67 人 (8.4%)	75人 (9.6%)
嫁	18 人 (2.2%)	21 人 (2.6%)	16人 (2.0%)
孫	15人 (1.9%)	11 人 (1.4%)	17人 (2.2%)
婿	5人 (0.6%)	8人 (1.0%)	7人 (0.9%)
兄弟姉妹	24 人 (3.0%)	13 人 (1.6%)	21 人 (2.7%)
その他	18 人 (2.2%)	26 人 (3.3%)	20 人 (2.6%)
不明	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)



③ 虐待者からの分離の有無

虐待者からの分離の有無では、分離をしていないケースが5割以上を占めます。

	令和3年度(割合)	令和4年度(割合)	令和5年度(割合)
分離を行った	207人 (17.5%)	207人 (18.9%)	174人 (16.8%)
分離していない	709 人 (60.0%)	642 人 (58.7%)	609 人 (58.9%)
対応検討中	18人 (1.5%)	9人 (0.8%)	13 人 (1.3%)
既に分離状態	177人(15.0%)	173人 (15.8%)	173人 (16.7%)
その他	71 人 (6.0%)	62 人 (5. 7%)	65 人 (6.3%)



(3) 市町における高齢者虐待防止・対応のための体制整備等に関する状況

過去2年と比較して、各項目の実施率は、大きな変化はありません。「関係専門機関介入支援ネットワーク」や「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」などの介入支援に係るネットワークの構築については半数程度の市町の実施に留まっています。

	令和3年度末 (実施率)	令和4年度末 (実施率)	令和5年度末 (実施率)
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の 住民への周知(当該年度中)	37 (90. 2%)	40 (97.6%)	40 (97. 6%)
地域包括支援センター等の関係者への高齢 者虐待に関する研修	30 (73. 2%)	34 (82. 9%)	36 (87. 8%)
高齢者虐待について、講演会や市町村広報 紙等による、住民への啓発活動	24 (58. 5%)	29 (70. 7%)	29 (70. 7%)
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にで きるように役所・役場内の体制強化	40 (97.6%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)
居宅介護サービス事業者に高齢者虐待防止法 について周知	30 (73. 2%)	33 (80. 5%)	38 (92. 7%)
高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	32 (78.0%)	33 (80. 5%)	32 (78.0%)
介護保険施設に高齢者虐待防止法について 周知	26 (63.4%)	29 (70. 7%)	31 (75. 6%)
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務 指針、対応フロ一図等の活用	36 (87.8%)	39 (95. 1%)	39 (95. 1%)
老人福祉法の規定による措置をとるために必要な居室確保のための関係機関との調整	30 (73. 2%)	30 (73. 2%)	30 (73. 2%)
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期 発見・見守りネットワーク」の構築への取組	35 (85. 4%)	36 (87.8%)	37 (90. 2%)
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	22 (53. 7%)	24 (58. 5%)	23 (56. 1%)
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉 サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	21 (51.2%)	22 (53. 7%)	21 (51. 2%)
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	40 (97.6%)	40 (97.6%)	40 (97.6%)
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な 福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者 の権利用益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	38 (92. 7%)	40 (97. 6%)	40 (97.6%)
地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	23 (56. 1%)	28 (68. 3%)	31 (75. 6%)
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活 困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	33 (80. 5%)	33 (80.5%)	33 (80.5%)

高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	26 (63. 4%)	26 (63. 4%)	26 (63. 4%)
終結した虐待事案の検証について	20 (48.8%)	23 (56. 1%)	23 (56. 1%)
養介護施設従事者等によるサービス利用者 や家族、地域住民等への周知	12 (29.3%)	12 (29.3%)	15 (36. 6%)
介護サービス相談員派遣事業等による施設 事業所内、家庭内の介護サービス状況の確認	10 (24.4%)	11 (26.8%)	11 (26. 8%)
指導監督権限を有する施設・事業所への高齢 者虐待の未然防止、早期発見等に関する周知	23 (56. 1%)	22 (53. 7%)	27 (65. 9%)
指導監督権限を有する施設・事業所における リーダー養成研修等の開催	5 (12. 2%)	5 (12. 2%)	6 (14.6%)
指導監督権限を有する施設・事業所における 虐待防止の取組状況の把握	17 (41.5%)	20 (48.8%)	24 (58.5%)
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応 のマニュアル、対応フロ一図等の活用	30 (73. 2%)	31 (75.6%)	30 (73. 2%)
養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、 指導内容等の関係部署間での共有	34 (82.9%)	36 (87.8%)	36 (87. 8%)
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に おいて、専門職等から支援を受けられる体制	25 (61.0%)	28 (68.3%)	28 (68. 3%)